

京都府私立高等専修学校生徒奨学補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立高等専修学校に在籍する生徒の奨学と保護者の教育費負担の軽減を図るために、学費軽減措置を行う私立高等専修学校の設置者に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)私立高等専修学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第125条第2項に規定する高等課程を置く私立専修学校をいう。
- (2)保護者 学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）ただし、生徒に保護者がいない場合は、当該生徒（当該生徒が生として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）を保護者とみなす。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、京都府内に所在する私立高等専修学校の設置者が次の各号に該当する生徒を対象として行う学費軽減措置に要する経費とする。

(1)修業年限3年以上の高等課程に、補助金の交付を受けようとする年度の10月1日現在在籍する者

(2)保護者が京都府内に居住する者

(3)保護者の補助金の交付を受けようとする年度の市（町、村）民税所得割額の合算が、別表に定める基準額に該当する者

2 前項第3号の規定にかかわらず、学費負担者が次の各号の一に該当する生徒は、補助の対象とすることができます。

(1)転退職等により当該年中の所得が前年に比べ著しく減少し、前項第3号に定める所得額以下となる見込みの者

(2)その他特別な事情があると認められる者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、学費軽減の対象となる生徒1人当たり年額1万8,000円を限度とする。

(学費の軽減の申請)

第5条 学費の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学費軽減申請書を所定の期日までに私立高等専修学校の設置者に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第6条 学費軽減申請書の提出を受けた私立高等専修学校の設置者は、内容を審査し、別記第1号様式による申請書を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の要否を決定し、その決定の内容を当該設置者に通知するものとする。

(学費の軽減)

第8条 補助金の交付を受けた私立高等専修学校の設置者は、申請者に学費軽減通知書により通知するとともに、補助金額に相当する学費の軽減を速やかに行わなければならない。

(学費軽減確認（領収）書)

第9条 学費の軽減を受けた申請者は、学費軽減確認（領収）書を当該設置者に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた私立高等専修学校の設置者は、学費軽減の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記第2号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(書類の保存)

第11条 補助金の交付を受けた私立高等専修学校の設置者は、補助金に係る経理を明らかにする諸帳簿を備え、かつ、証拠書類を整備して、補助金の交付年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に基づく事務取扱いその他必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、昭和57年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和59年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和60年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和61年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和62年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成元年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成3年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成5年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成7年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

○別 表 (第3条関係)

学費軽減基準額
304,200円未満